

特定個人情報の取扱いに係る安全管理措置

令和2年4月1日制定

令和5年1月4日改訂

令和5年4月1日改訂

当社は、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護するため、次の措置を講じ、特定個人情報の適正な取扱いを確保することを自主的に公表します。

1. 特定個人情報の取扱い時における安全管理措置(物理的安全管理措置又は技術的安全管理措置に関する内容)

安全管理措置	安全管理措置の内容
特定個人情報を取り扱う区域の管理	<ul style="list-style-type: none">特定個人情報を取り扱う区域は、生体認証によって入退室管理が行われているセキュリティルームに限定しています。当該セキュリティルームへの入退室の権限は管理者が認めた者のみに与えられており、入退室の履歴を記録しています。また、当該セキュリティルームには監視カメラを設置し、常時録画しています。
特定個人情報を取り扱うシステムへの不正アクセス等の防止	<ul style="list-style-type: none">特定個人情報を取り扱うシステム(以下「システム」といいます。)は、インターネットや他の社内システムからネットワークを分離しています。システムへのアクセス時には生体認証やパスワード等による認証を行っています。
システムにおける情報漏えい等の防止	<ul style="list-style-type: none">特定個人情報の提供は閉域網の専用線を通じて行っています。また、当該専用線に接続する端末をインターネットや社内LANとは接続しない等のネットワーク構成に係る制限事項を当社が公開している接続仕様書に規定しています。特定個人情報の提供は、プログラムにより制御されシステムにて自動的に行われる方法や作業のダブルチェックを行う手法により、誤った相手に提供されることがないように措置を講じています。保管している特定個人情報は、当社の事務にて不要となり次第、消去します。システムの操作ログをシステムにて自動的に記録し、定期的に操作ログの確認を行っています。システム障害時に限定して委託先に対応を依頼する場合があります。この場合においても当社のセキュリティルーム内で業務上必要な権限のみを付与した状態で作業を行うこととし、また、当社社員が委託先の作業に立ち会うなど委託先を適切に監督しています。端末のハードディスクに保存した情報はログオフ時に自動的に削除しています。

2. その他のリスク対策(組織的安全管理措置又は人的安全管理措置に関する内容)

(1) 自己点検	リスク対策
① 全社的な対応	<ul style="list-style-type: none">特定個人情報の保護に係る必要な対応について社内規則を整備しています。特定個人情報を取り扱う部署を限定し、特定個人情報を取り扱う事務ごとに責任者と従事者を定めています。定期的に当社業務におけるリスク対応策の実施状況を確認し、必要に応じてリスク対応策の見直しを実施しています。定期的に情報資産の棚卸を行い、特定個人情報を含む業務情報の取扱い状況を確認

	しています。
② 社内規則である特定個人情報保護規則に基づく点検	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を取り扱う事務の責任者は、当該事務の従事者の中から特定個人情報点検担当者となる社員を指名して、定期的にその所掌する特定個人情報の取扱い状況を点検しています。特定個人情報点検担当者は、特定個人情報の取扱いに関する点検の終了後、速やかにその結果を責任者に報告し、当該責任者は点検の結果に改善を必要とする事項がある場合は、速やかに改善措置を講じています。
(2) 従業員に対する教育	リスク対策
① 社員教育の種類	<p>当社では以下の社員教育を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入社時教育(社員が入社した際に、当該社員を対象に行う当社の情報の取扱いに関する教育及び訓練) 啓発教育(個人情報の漏えい事件の事例、情報セキュリティに関する社会的動向その他情報セキュリティに関する意識の向上と啓発を図るための教育及び訓練。) 改定時教育(当社の情報セキュリティに関する諸規程の制定及び改正に際しての周知等を図るための教育及び訓練)
② 社内規則である情報セキュリティ教育規則に基づく重点	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティに関する規則等に適合することの重要性及び利点 情報セキュリティに関する規則等に適合するための役割及び責任 情報セキュリティに関する規則等に違反した際に予想される影響
(3) 特定個人情報の漏えい事案等への対応	リスク対策
① 情報漏えい等事案に対応する体制の整備	<p>特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について、社内規則にて以下の対応を規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。 事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。 把握した事実関係による影響の範囲を特定する。 究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。 事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人への通知を行う。 事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策について、速やかに公表する。 番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。また、当該事案が本会社の雇用管理情報又は株主情報以外の個人情報を含む場合又は本会社の信用を害するおそれがある場合には監督当局にも報告する。
② 懲戒に関する規則	従事者に対しては、業務情報を業務外で利用することを禁止し、違反した場合の懲戒に関する社内規則を定めています。

以上

<担当窓口>

証券保管振替機構 リスク管理統括部